

公益財団法人神戸市産業振興財団 企業検索サイト「Biz Search KOBE」掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「産振財団」という。）がインターネット上に公開している Biz Search KOBE への企業情報の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(企業情報の定義)

第2条 この要綱において企業情報とは、Biz Search KOBE に掲載された企業基本情報、主要製品・商品、主要設備、キャッチコピーおよび画像、動画をいい、それらを掲載する者(以下「事業者」という。)から提供されたものをいう。

(掲載事業者の要件)

第3条 本事業において掲載を申請できる者は次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 神戸市内に本社または主たる事業所を有する中小企業および個人事業主。営業所のみは対象外とする。
- (2) 独自の製品、商品、サービス（技術を含む）を有すること。販売代理のみの事業者は対象外とする。
- (3) 技術連携・生産連携・販売連携などによる事業展開に意欲があること
- (4) 反社会的勢力ではないこと

(企業情報の基準)

第4条 事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の企業情報は掲載しない。なお、企業情報の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という)第2条第2号に規定する暴力団及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

- ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（４）前各号に掲げるもののほか、産振財団が企業情報掲載の対象とすることが適当でないと認めるもの

２ 企業情報の内容は、公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、かつ、産振財団の事業目的にかなうものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、企業情報を掲載しない。

- （１）法令等に違反するもの
- （２）公序良俗に反するもの
- （３）基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- （４）政治性又は宗教性のあるもの
- （５）虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- （６）内容又は責任の所在が不明確なもの
- （７）その他、産振財団が企業情報として掲載するのに適当でないと認めるもの

（企業情報の禁止表現）

第5条 企業情報の禁止表現は、産振財団が別に定めるものとする。

（企業情報の掲載期間）

第6条 企業情報の掲載期間の期限は設けない。ただし、事業者が廃業または掲載される製品・商品・サービス等を廃止した場合、事業者が「企業情報の更新・新規登録」のページから変更内容を産振財団に通知し、掲載を取りやめるものとする。

（企業情報の募集）

第7条 企業情報の募集は、原則として Biz Search KOBE により行うものの他、産振財団ホームページ、公式 SNS、企業訪問 PR 事業でのチラシ配布により行うものとする。

(企業情報掲載の申込み)

第 8 条 企業情報掲載希望者は、掲載を希望する日の 10 営業日前までに Biz Search KOBE 内「企業情報の更新・新規登録」ページに必要事項を入力し、産振財団に申し込むものとする。ただし、産振財団が特に認めたときは、申込期間はこの限りでない。

(企業情報掲載の決定)

第 9 条 産振財団は、前条の規定により申込みがあった場合、審査の上、総務企画部長が企業情報掲載の可否を決定する。

2 産振財団は、企業情報掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者にメールあるいは文書で通知する。

(企業情報の作成及び提出)

第 10 条 事業者は、企業情報原稿を事業者の負担と責任により作成し、産振財団が指定する期日までに産振財団に提出するものとする。

2 産振財団は、前項の規定により提出された企業情報原稿の内容が、第 4 条又は第 5 条の規定に該当すると判断した場合は、事業者に対して修正を求めることができる。

(企業情報掲載の取消し)

第 11 条 産振財団は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに企業情報の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 8 条の規定により指定された期日までに企業情報原稿が提出されないとき

(2) 第 4 条又は第 5 条の規定に該当すると認めるとき

(3) 事業者が廃業又は掲載される製品・商品・サービス等を廃止したと認めるとき

2 産振財団は、前項の規定により企業情報の掲載を取消した場合は、事業者に対して理由を付して通知するものとする。

3 産振財団は第 1 項の規定により企業情報の掲載を取消した場合において、事業者が損害を受けることがあってもその賠償の責を負わないものとする。

(企業情報掲載の取下げ)

第 12 条 事業者は、自己の都合により Biz Search KOBE への掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により企業情報掲載を取り下げるときは、事業者は Biz Search KOBE 内「企業情報の更新・新規登録」ページまたはお問い合わせフォーム等により産振財団に申し出なければならない。

(企業情報の変更)

第 13 条 事業者は、企業情報を変更しようとする場合は、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて企業情報原稿を作成し、Biz Search KOBE 内「企業情報の更新・新規登録」ページより提出するものとする。

2 産振財団は、企業情報に明らかに誤った情報が掲載されていることを発見したときは、事業者に変更を求めることができる。

3 前項の規定により提出された企業情報の掲載については、第 11 条の規定に準ずるものとする。

(事業者の責務)

第 14 条 事業者は、企業情報及び事業者が指定したリンク先のホームページの内容その他企業情報掲載に関するすべての内容について、一切の責任を負うものとする。

2 事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 事業者は、企業情報の掲載により第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において、解決しなければならない。

4 事業者は、産振財団から決定を受けた企業情報掲載の権利を譲渡してはならない。

(協議)

第 15 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、産振財団と事業者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、企業情報の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。